

この制度は、大江戸清掃隊の中から、活動が積極的で、まちの美化への貢献度が高く、今後、地域の美化活動でリーダー的存在となることが期待される団体を区が認定するものです。



1月に新たに左記の1団体が認定されました。  
・三井住友信託銀行(株)上野・上野中央支店

区内の介護保険施設を定期的に訪問し、利用者や家族からの相談に応じ、不安や疑問の解消や介護サービスの改善を図る活動を行います。

区内の介護保険施設を定期的に訪問し、利用者や家族からの相談に応じ、不安や疑問の解消や介護サービスの改善を図る活動を行います。

区内の介護保険施設を定期的に訪問し、利用者や家族からの相談に応じ、不安や疑問の解消や介護サービスの改善を図る活動を行います。

区内の介護保険施設を定期的に訪問し、利用者や家族からの相談に応じ、不安や疑問の解消や介護サービスの改善を図る活動を行います。

区内の介護保険施設を定期的に訪問し、利用者や家族からの相談に応じ、不安や疑問の解消や介護サービスの改善を図る活動を行います。

1月に新たに左記の1団体が認定されました。  
・三井住友信託銀行(株)上野・上野中央支店

区内の介護保険施設を定期的に訪問し、利用者や家族からの相談に応じ、不安や疑問の解消や介護サービスの改善を図る活動を行います。

区内の介護保険施設を定期的に訪問し、利用者や家族からの相談に応じ、不安や疑問の解消や介護サービスの改善を図る活動を行います。

区内の介護保険施設を定期的に訪問し、利用者や家族からの相談に応じ、不安や疑問の解消や介護サービスの改善を図る活動を行います。

区内の介護保険施設を定期的に訪問し、利用者や家族からの相談に応じ、不安や疑問の解消や介護サービスの改善を図る活動を行います。

区内の介護保険施設を定期的に訪問し、利用者や家族からの相談に応じ、不安や疑問の解消や介護サービスの改善を図る活動を行います。

区内の介護保険施設を定期的に訪問し、利用者や家族からの相談に応じ、不安や疑問の解消や介護サービスの改善を図る活動を行います。

## 環境 リサイクル

## 福祉 (高齢・障害等)

## 保険・年金

## 環境ふれあい館ひまわりの催し

### 障害者給付に関するお知らせ

●心身障害者医療費助成制度(○)の資格がある方は申請してください 3月末日で子ども医療費助成(○)の助成期間が終了になる方は、心身障害者医療費助成制度(○)への切り替え手続きが必要です(対象者には通知を送付)。申請した月の初日から助成対象になります。※現在受給している方は必要はありません。  
●対象 身体障害者手帳1・2級(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能障害は3級まで)、愛の手帳1・2度の方※次の①～⑥の方は対象外 ①医療保険未加入 ②生活保護を受けている ③医療保険の自己負担のない施設に入所している ④本人(20歳未満の場合は加入している医療保険の世帯主か被保険者)の29年中の所得が右表の限度額を超えている ⑤65歳以上で初めて身体障害者手帳や愛の手帳の交付を受けた ⑥後期高齢者医療保険証をお持ちで、30年度の住民税が課税されている **【申込方法】**身体障害者手帳が愛の手帳、健康保険証、印鑑を右記問合せ先へ持参

●福祉タクシー券を利用している方へ  
福祉タクシー券の受給者に31年度分のタクシー券を交付します。事前に登録されている受取方法(郵送または窓口受取)でお渡ししますので、ご不明な方はお問合せください。 **【発送日】**3月15日(金) **【窓口配布開始日】**3月22日(金)※31年度分のタクシー券は、4月1日(月)から使用できます。  
**【対象】**身体障害者手帳の上肢1級、下肢・体幹・内部機能の1～3級、視覚1・2級、愛の手帳1・2度のいずれかに該当し、29年中の所得額が限度額以内の方※燃料費助成と同時に受給は不可  
**【必要な物(窓口受取の場合)】**身体障害者手帳または愛の手帳・印鑑※本人や家族以外が受け取りにくる場合は、事前にお問合せください。  
◆ 以降、上記記事の共通項目 ◆  
**所得限度額(平成29年分所得)**

扶養人数	所得限度額
0人	360万4千円
1人	398万4千円
2人目以降	1人につき38万円加算

※世帯状況等に応じて各種控除が受けられる場合あり  
**問合せ** 障害福祉課(区役所2階10番) ☎(5246) 1201

シエネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に製造・販売され、先発医薬品と有効成分が同じで、同等の効果が得られることが認められた医薬品です。先発医薬品より安価のため、薬代の自己負担が軽減でき、増え続ける医療費を削減できます。現在処方されている先発医薬品をシエネリック医薬品に切り替えた場合、薬代がどれくらい軽減できるのかをお知らせする「シエネリック医薬品差額通知」を3月上旬に送付します。  
**【対象】** 次の全てに該当する方  
①国民健康保険加入者 ②生活習慣病等の医薬品を処方されている ③シエネリック医薬品に切り替えることで一定額以上の軽減が見込まれる  
※シエネリック医薬品への変更を希望する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

シエネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に製造・販売され、先発医薬品と有効成分が同じで、同等の効果が得られることが認められた医薬品です。先発医薬品より安価のため、薬代の自己負担が軽減でき、増え続ける医療費を削減できます。現在処方されている先発医薬品をシエネリック医薬品に切り替えた場合、薬代がどれくらい軽減できるのかをお知らせする「シエネリック医薬品差額通知」を3月上旬に送付します。  
**【対象】** 次の全てに該当する方  
①国民健康保険加入者 ②生活習慣病等の医薬品を処方されている ③シエネリック医薬品に切り替えることで一定額以上の軽減が見込まれる  
※シエネリック医薬品への変更を希望する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

シエネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に製造・販売され、先発医薬品と有効成分が同じで、同等の効果が得られることが認められた医薬品です。先発医薬品より安価のため、薬代の自己負担が軽減でき、増え続ける医療費を削減できます。現在処方されている先発医薬品をシエネリック医薬品に切り替えた場合、薬代がどれくらい軽減できるのかをお知らせする「シエネリック医薬品差額通知」を3月上旬に送付します。  
**【対象】** 次の全てに該当する方  
①国民健康保険加入者 ②生活習慣病等の医薬品を処方されている ③シエネリック医薬品に切り替えることで一定額以上の軽減が見込まれる  
※シエネリック医薬品への変更を希望する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

シエネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に製造・販売され、先発医薬品と有効成分が同じで、同等の効果が得られることが認められた医薬品です。先発医薬品より安価のため、薬代の自己負担が軽減でき、増え続ける医療費を削減できます。現在処方されている先発医薬品をシエネリック医薬品に切り替えた場合、薬代がどれくらい軽減できるのかをお知らせする「シエネリック医薬品差額通知」を3月上旬に送付します。  
**【対象】** 次の全てに該当する方  
①国民健康保険加入者 ②生活習慣病等の医薬品を処方されている ③シエネリック医薬品に切り替えることで一定額以上の軽減が見込まれる  
※シエネリック医薬品への変更を希望する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

シエネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に製造・販売され、先発医薬品と有効成分が同じで、同等の効果が得られることが認められた医薬品です。先発医薬品より安価のため、薬代の自己負担が軽減でき、増え続ける医療費を削減できます。現在処方されている先発医薬品をシエネリック医薬品に切り替えた場合、薬代がどれくらい軽減できるのかをお知らせする「シエネリック医薬品差額通知」を3月上旬に送付します。  
**【対象】** 次の全てに該当する方  
①国民健康保険加入者 ②生活習慣病等の医薬品を処方されている ③シエネリック医薬品に切り替えることで一定額以上の軽減が見込まれる  
※シエネリック医薬品への変更を希望する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

※詳しくは、区ホームページをご覧ください  
**【申込締切日】** 4月5日(金)(必着)  
**【問合せ】** 〒110-8615 台東区役所介護保険課事業担当者(区役所2階) ☎(5246) 1244

※詳しくは、区ホームページをご覧ください  
**【申込締切日】** 4月5日(金)(必着)  
**【問合せ】** 〒110-8615 台東区役所介護保険課事業担当者(区役所2階) ☎(5246) 1244

※詳しくは、区ホームページをご覧ください  
**【申込締切日】** 4月5日(金)(必着)  
**【問合せ】** 〒110-8615 台東区役所介護保険課事業担当者(区役所2階) ☎(5246) 1244

※詳しくは、区ホームページをご覧ください  
**【申込締切日】** 4月5日(金)(必着)  
**【問合せ】** 〒110-8615 台東区役所介護保険課事業担当者(区役所2階) ☎(5246) 1244

※詳しくは、区ホームページをご覧ください  
**【申込締切日】** 4月5日(金)(必着)  
**【問合せ】** 〒110-8615 台東区役所介護保険課事業担当者(区役所2階) ☎(5246) 1244

31年度区民交通傷害保険加入者募集

加入者が交通事故に遭った場合、入院や通院治療日数・期間に際して保険金を支払います。  
また、国内で自転車または身体障害者用車いすの所有・使用・管理に起因して、他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊した(こと等)によって発生した法律上の損害賠償等を補償する「自転車賠償責任プラン」セットコースもありません。

※自転車事故に備えた保険に加入する努力義務等が定められた区条例を27年10月に施行しました。自転車を利用する方は、自転車賠償責任プランセットコースへのご加入をおすすめします。

**【対象】** 31年4月1日現在、区内に住民登録のある方(年齢不問)

コース	年間保険料	最高保険金額
A	1,000円	150万円(交通傷害)
B	1,700円	350万円(交通傷害)
C	2,900円	600万円(交通傷害)
AJ	1,400円	150万円(交通傷害) + 1億円(自転車賠償)
BJ	2,100円	350万円(交通傷害) + 1億円(自転車賠償)
CJ	3,300円	600万円(交通傷害) + 1億円(自転車賠償)

(SJNK18-09511 平成30年10月30日)

国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した場合は届出をお忘れなく

国民健康保険の加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課、区民事務所・同分室で国民健康保険をやめる手続きをしてください。

**【問合せ】** 台東区民課 ☎(5222) 6446